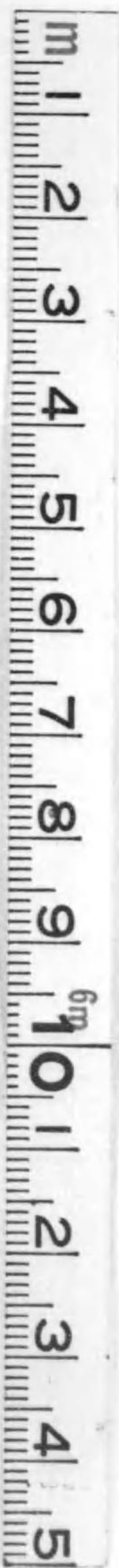


325
514

往生論註八卷問答講話



始



往生論註八番問答講話

325-514

往生論註八番問答講話

目次

第一章 序	一
第一節 淨土論の組織	一
第二節 淨土論の内容	一
第二節 八番問答の生起	一
第二章 八番問答の大意	八
第一節 八番問答の分齋	八
第二節 論註卷末の一問答に對望して辨ず	一〇
第三章 正說 (本文解説)	三

大正
6. 7. 5
内交

二

第一節 正しく所被の機を定む……………第一問答……………三

第二節 大觀兩經の相違を會す……………第二問答……………三三

 第一項 五逆の種類…………………………三三

 第二項 謗法の種類…………………………三六

 第三項 玄閑光明兩師の會釋…………………………一八

 第四項 攝抑義相…………………………三五

 一 攝抑の名義…………………………三三

 二 正しく攝抑の義相…………………………三三

 三 問答決疑…………………………三七

 第三節 謗法の人の生不を論ず……………第三問答……………四〇

 第四節 謗法罪の相狀を示す……………第四問答……………四一



第五節 逆謗二罪の輕重を比論す……………第五問答……………三

 第一項 通佛法上より世間出世間を分つ…………………………四五

 第二項 眞宗別途上より世間出世間を分つ…………………………五〇

 第六節 善惡二業の輕重を比較す……………第六問答……………五五

 第七節 十念業成の相狀を示す……………第七問答……………五八

 第八節 念數の記不記を明す……………第八問答……………七一

以上

往生論註八番問答講話

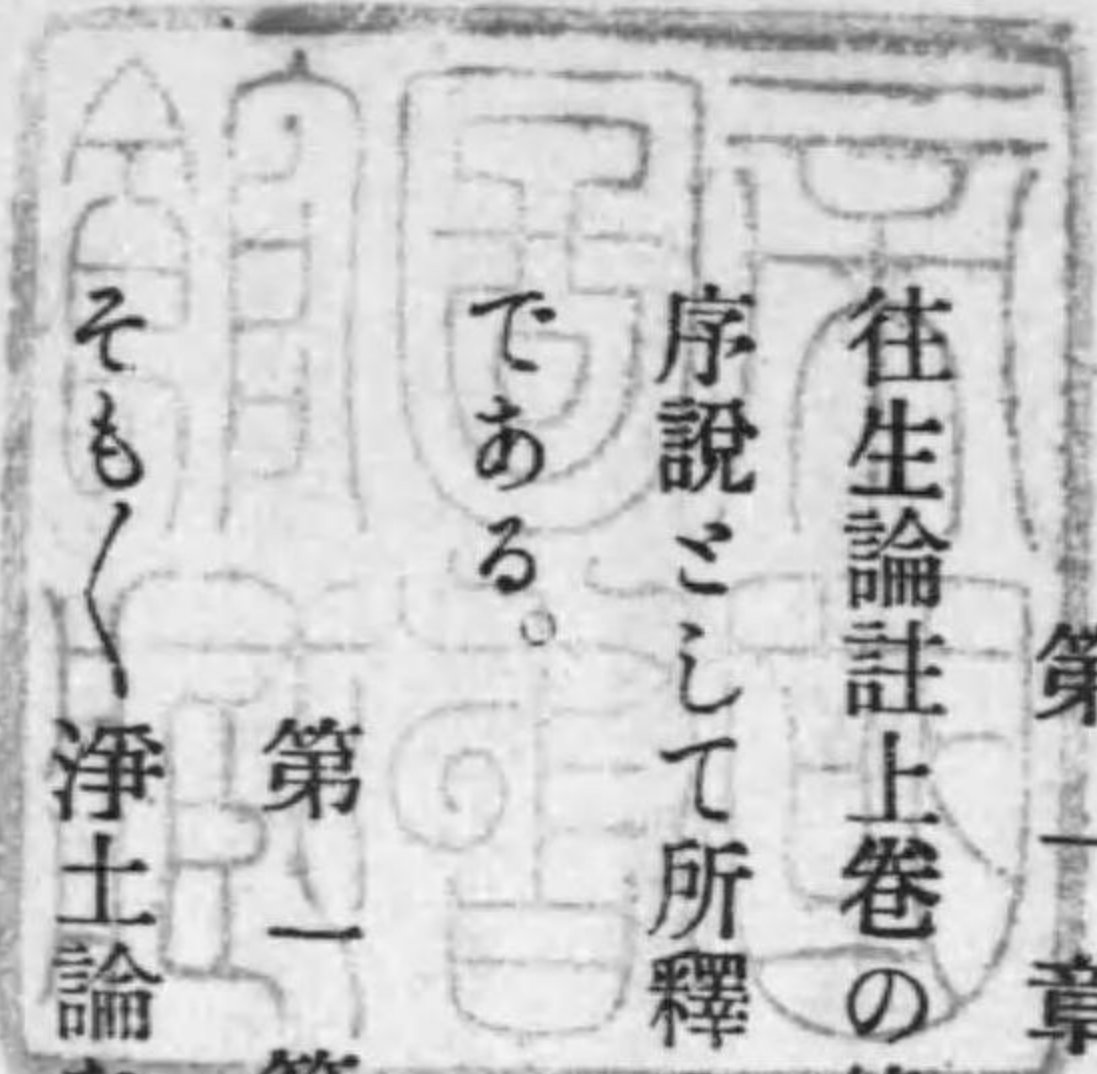
擬講 間野 闡門 述

第一章 序 説

往生論註上巻の終り八番問答の御文を講話せんとするに方り、その序説として所釋の本論たる浄土論の概要を一言せざるを得ざることである。

第一節 浄土論の組織

そも、浄土論なる聖典は如何なる提撕を以て組織せられてあるやと云ふに、五言四句を以て一行させる二十四行の偈頌、これを總説分と名けて浄土正依の本經たる三經所説の廣散の義を總持總説し玉



ふ、次に長行、これを解義分と名けて上に擧たる偈頌の義旨を解説し玉ふもの、初に偈頌、後に長行、偈頌長行、二種の文辭を以て組織せられたるもの、而してこの偈頌と長行とを對望して、各々その詮顯する分齊を料簡するに、且らく三重の分別あり、一に偈は一心歸命の安心を本とし、長行は後念相續の起行を本とし、長行は偈中奄含の義を釋顯する爲のものなれば、長行より偈頌を照して五念配當の釋を施し玉ふこれ巒師論註の功なり、然れども偈頌の當相は一心の安心を本とすることを忘るゝべからず、二には偈頌は論主の自利に約し長行は論主の利他に約す、固より自利々他は一双不離のものなれども、今は勝れたるに約して云へば、偈申己心と云ふて自利の安心を申ふるの偈頌ゆへに、二十四行の中に我の字が四ヶ處まで

も置いてその義をほのめかし玉ふ、然れども自行滿れば化他となるべき理なるが故に、流通に至りて普共諸衆生往生安樂國と、安心流出の化他を示し玉ふ、その化他を主として顯はすが長行故に、長行に至りては善男善女とありて我の言なし、この義邊より推せば、偈頌は機の受得を顯はし、長行は法の廻施を顯はし玉ふ提撕なり、三に偈頌は一心を以て往生の正因とし、長行は五念を以て無上涅槃の因行とす、これ論々註一の格なり、この義邊よりして偈頌と長行との格が異りて、偈頌の方では因は一心の略なれども、果相は廣く三種莊嚴を顯し、長行の方では因は五念で廣けれども、果は略門で無上涅槃の一果で結ぶ、これで偈頌と長行とを通じて見る時は、五因五果となれども、始と終りに就けば、一心の一因と無上涅槃の一

果、一と一との相望となる、これ等の義際大に翫索すべきことである。

四

第二節 淨土論の内容

淨土論の上に亘りて序正流通の三分具りてありやなきやと云ふことは、古來一箇の論所であります。

いま先輩の説によりて辯ずるに、三分具備の論と見るに、唯正宗分のみの論と見るに二意あり、初に三分具備の論と見るに就き、これにまた二種ありて、偈頌と長行とを組合せて三分を立つること、偈頌のみにて三分を立つることとなり、初に偈頌と長行とを合せて一論に亘りて三分を立つるは、初の二行は序分、次の觀彼世界相より以下長行の終りの速得成就阿耨多羅三藐三菩提故までが正宗分にして

末文の無量壽修多羅優婆提舍願生偈略解義竟の文が流通なり。

さて偈頌のみにて三分を立つることは、世尊我一心等の一行は論主の一心歸命を標するものなれば序分中の歸敬序なり、次の我依修多羅等の一行は序分中の發起序にして、說願偈とは次の觀彼世界相以下の二十一行を指す、仍て此一行は承上起下なり、第三行の觀彼世界相等の二十一行はこれ一論の正宗にして三種莊嚴を觀知する信心を顯す所なり、終りの我作論說偈等の一行は、我も信じ人にも教へ導く爲に上に述べたる正宗分を結び止むる爲の流通分である、これ文の當相に約する義にしてこの時は一論全く一心偈となる、宗祖は一心の華文との玉ふ。

次に長行の起觀生信章以下の論意によれば、二十四行の偈頌をば五

五

念配當の偈と見玉ふ、その時は最初の世尊我一心は論主の安心にして、歸命盡十方以下の偈文が起行の五念門となる、歸命は禮拜（身業）門なり、盡十方無碍光如來は讚嘆門（口業）、願生安樂國は作願門、觀彼世界相以下の二十一行は觀察門（以上の四は自利）、最後の我作論說偈等の一行は廻向門（利他）なりこれ偈中奄含の深義を釋顯する義邊にしてこの時は一論全く五念門の偈となる、これ文意に約する義門である。

以上両意ある中、正しく論の當意に約して三分を立て、一心の安心を申る偈頌なりと見る義は知れ易けれども、偈中奄含の義意よりして五念配當の偈と見る義は凡眼の明らめ難き所なり、その解了し難き深意を辯師の着法眼を以て顯はし玉ふが論註の御釋である。

第三節 八番問答の生起

論偈最後の我作論說偈、願見彌陀佛、普共諸衆生、往生安樂國の一行は、文の當相より一心偈として見る時は、三分中の流通分なり、この時は論主の自行の一心がこりもなほさず、頓て度衆生心の化他の一心となりて、（吾祖は爲度群生彰一心この玉ふ）位、明得に居し、道、極喜に隣り玉ふ十向滿位の天親菩薩の誘ひ玉ふ同伴者は、必ず同種類の菩薩なるべし、普共諸衆生の機類、これ果して如何なる機類なるぞ。

また偈中奄含の深義より見て、五念配當の偈とする時は我作論說偈等の一行は、五念門の中の第五の廻向門なり、五念門の起行前四念門は自利、第五の廻向門は化他なり、前四念門に明す所の自利の功

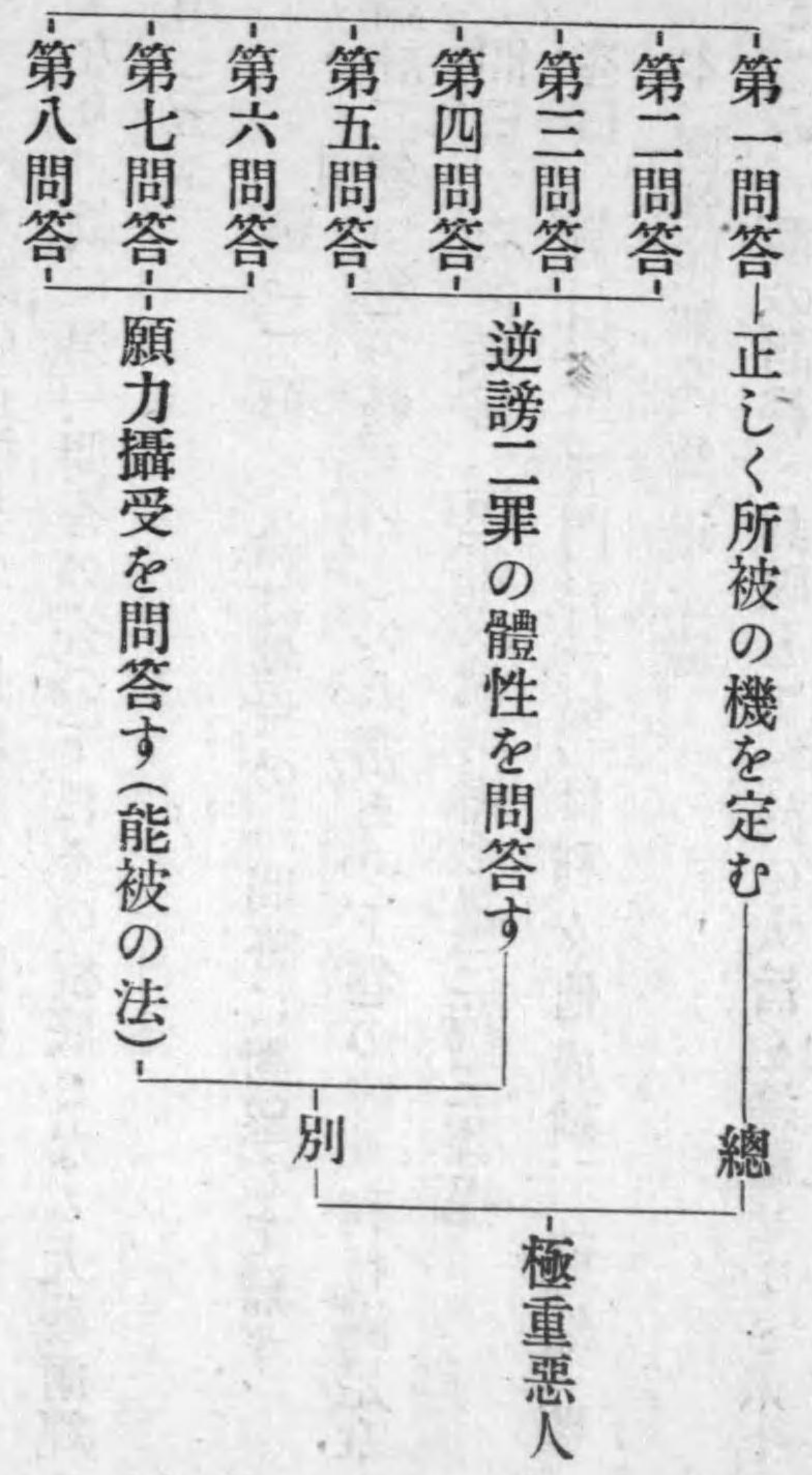
徳を、普く諸の衆生に施して、論主と共に安樂國に往生する衆生の機類、これ果して如何なる機類なるぞ。

この疑點を論覈せんが爲に來れるものが、即ちこの八番問答である

第一章 八番問答の大意

第一節 八番問答の分齊

八番問答は總じて論註一部の大綱にかゝる問答にして、問端は廻向章の普共諸衆生の文に就て來れども、その所詮は廣く一論所被の機類を定むるに就ての問答故に、單に廻向章に屬する義のみにはあらず、故に總結の文の下に特にこの問答を按じ玉ふ、その分齊を圖解すれば、



本論所被の機相を詳にするに八番の問答を累ぬと雖も、第一問答を以て總とし要す、後の七問答はこの第一問答の義相を廣説するの外なし、而してこの第一問答なるものは、大觀兩經の意にして論主

の誘ひ云ふ所の普共諸衆生とは、聖者には非ず、煩惱成就の凡夫にて、願成就の諸有衆生なり、その諸有衆生とは觀經下々品の惡機なり、これ本願の正機なり、是れ論主の誘引し玉ふ所なることを顯はすなり、故に第一問答の答の下にその根底となる大觀兩經の文を引用し玉ふ。

第一一節 論註卷末の一問答に對望して辯ず

論註二卷上卷の終りにこの八番あり下卷の終り利行満足章に於て

問曰 有何緣言^ヲ速得成就阿耨多羅三藐三菩提^ト

答曰 論曰修^{ニシテ}五門行^ヲ以^テ自利々他成就^{スルヲ}故^ニ然^{ルニ}覆^{カニ}求^{ムルニ}其^ト
本^ヲ阿彌陀如來爲^ス増上緣^ト

まこの一番の問答と對映して一論の主旨を達觀せよと示すが我先輩

の傳承なり、即ちその分齊は上卷の八番問答は本願所被の實機を顯はし、下卷の一問答は本願眞實の法を顯はす、上下二卷の問答を對映すれば機と法との二箇の眞實を顯はす、仍て上卷八番の第一問答の下に願成就の文と下々品の文とを引て所被の機類を論定し玉ふが故に、自から釋迦發遣の説により機の眞實を定め、下卷の一問答は十八十一二十二の三願を的取して能被の法を示せば、これまた彌陀選擇の招喚に約して法の眞實を顯はし玉ふこととなる、化卷（六要八^三十^五）緣^ニ達多闍世^ト逆惡^ニ彰^{ハシ}釋迦微笑^ヲ素懷^テ因^テ章提別選^ノ正意^ニ開闡^ス彌陀大悲^ヲ本願^トとある、大經觀經、彌陀釋迦、遣喚彼此相ひ應じて機法の眞實を顯はすもの上下卷末の兩問答の義脉とす、吾祖入出二門偈の文に不虛作住持功德の偈文に、觀^ニ彼如來本願力^ト、

凡愚遇無空過者、一心專念速滿足、眞實功德大寶海とあるは、全くこの論註の深意を得玉ふ偈文にして、この文より伺へば所被の機を凡愚の二字に收め、能被の法を一心專念の語に攝し玉ふ、この二門偈を通じて論註上下卷末の兩問答を窺へば一論々註の要領は、凡愚一心專念の六字に結歸すこと知らるゝと同時にまた、三種莊嚴二種清淨二十九種の莊嚴は不虛作住持功德の一功德に攝入するここを知るべきなり。

第三章 正 說 (本文)

第一節 正しく所被の機を定む

論註上二十八下五十八

問曰 天親菩薩廻向章中、言ハルハ普共諸衆生往生安樂門ト、此指ス

共ニト何等衆生トヤ耶、

文は知り易し、説明は略す。

答曰 案ズルニ王舍城所説無量壽經ヲ。佛告ハク阿難ト。十方衆生恒沙諸佛如來。皆共稱嘆シテ無量壽佛威神功德不可思議ト。諸有衆生。聞キ其名號ヲ。信心歡喜。乃至一念ニ至心ニ廻向シ玉ヘリ。願セバ生ジト彼國ニ。即得ニ往生スルヲ。住ス不退轉ト。唯除シ五逆ト誹謗スルヲ。正法ヲ。案シテ此ヲ而言フニ一切ノ外凡夫皆得ニ往生スルヲ。

答の下が一段に分れてある、その中今は大經を引て論主の誘引し玉ふ衆生と指すは、これ凡夫にして聖者にあらずと決す、然るにこの大經を引用し玉ふに、鸞師何故に十七十八二願成就の文を一連に引き玉ふやと云ふに、これに就て古來の説、凡そ三あり、一に一連の

文故に引き玉ふなりと、二に行信不離を示し玉ふ意なり、六要二七十七十八更不相離。行信能所。機法一也この玉ふ、これ此の註論を以て根據とする所なりと、三に漢吳兩譯の經文には二願を合説してあり、殊に如來會成就の文には、二願成就の文の中間に、何以故の徵起の言を置て、十方諸佛の所化所度の衆生は第十八願の諸有衆生にして、此の衆生即得往生の益を得ることを説き玉ふてある、略文類二にも一連に引き、三經往生文類に稱名信樂悲願成就の文と標して一連に引き玉ふ全くこの論註相承なりと取捨任情

○一切外凡夫とは未だ三賢の位に入らざる凡夫を云ふ、即ち今日の我等である。

問曰 因願には十方衆生とあり、成就には諸有衆生とあり、本願の正所被の機凡夫に限るべからず、何ぞこの文を證して惡人正機凡夫爲正の義を成ずるや。

答曰 唯除五逆誹謗正法の抑止の文より見れば、凡夫を本位とするここ道理必然せり、その故は若し聖者なりせば、唯除五逆の抑止の文は無用に歸す、斷惑の聖者に於て逆謗の重罪を犯す謂れなし、何ぞ殊更に抑止を用ゐんや、本願の正所被の機は逆謗をも犯しかねまじき程の危険なる惡凡夫を本とする故に、この抑止の言あり、仍てこの抑止の文より推して見るに成就の文の諸有衆生は、下々品の惡人なり、これを本願の正客とするここ愈明なり、仍て宗祖は二十五有の衆生この玉ふ。

又如觀無量壽經。有九品往生。下々品生。或有衆生。作

不善業^{タル}五逆十惡^ヲ。具^ニ諸不善^ヲ。如此愚人。以^ニ惡業^ニ故^ニ。應^レ墮^ニ惡道^ニ。經歷^{シテ}多劫^ヲ受^ク苦無窮^ヲ。如此愚人。臨^ニ命終時^ニ。遇^ヘ善知識^ヲ。種々安慰^{シテ}爲^レ說^キ妙法^ヲ。教^テ令^セ念佛^ス。此人苦逼^{ラレテ}不違^ニ念佛^ス。善友告^テ言^ク汝若不能^{ハズ}念^ス者應^レ稱^フ無量壽佛^ト。如是至心。令^ニ聲^ヲ不絕^ス。具^ニ足^{シテ}十念^ヲ。稱^ヘ南無無量壽佛^ト。稱^フ佛名^ニ故^ニ。於^ニ念々^ノ中^ニ。除^テ八十億劫^ノ生死之罪^ヲ。命終之後。見^レ金蓮華^ノ。猶^シ如^ク日輪^ノ住^ル其^ノ人^ノ前^ニ。如^ク一念之頃^ニ。即得^テ往生^ス極樂世界^ニ。於^ニ蓮華^ノ中^ニ。滿^ツ十二大劫^ヲ。蓮華方^ニ開^ク。當^ニ以此^ノ價^ニ。觀世音大勢至。以^ニ大悲音聲^ヲ。爲^レ其^ノ廣說^キ諸法實相^ヲ。滅^ス除^ス罪^ヲ。法^ヲ。聞^キ已歡喜。應^レ時則發^ス菩提之心^ヲ。是名^ク下品下生^者。以^ニ此^ノ經^ヲ證^ス。明^ニ知^ス下品^ノ凡夫。但^タ令^レ不^レ誹^テ謗^ス正法^ヲ。信佛^ノ因緣^ヲ。皆得^テ往生^ス。

觀經を引て所被の機を定む。

問曰 上に既に第十八願成就の文を引き、所被の機は凡夫なる事を成立し終れり、然るに今又觀經を引て證明する、これ繁重にあらずや。

答曰 大經の文に於ては外凡の迷の衆生を所被の機とする事は顯はれたり、雖も、抑止の文あるが爲に極惡の機は攝せざるに似たり、此の故に更に觀經下々品を引て、普共諸衆生たる衆生は、凡夫の中に於て極惡最下の凡夫なりと極印を押すなり。

○經文の具足十念の念佛は、經の顯文では散善自力の念佛故に、滅罪の數を八十億劫と説き、蓮華内に處ること十二大劫と説く、然るに流通の經意、隱彰の實義に約すれば、非定非散弘願他力の念佛と

なる、仍てこの經文に隱顯の二意あることを知るべし。

唯信鈔文意_{丁右}

一念二十八億劫ノツミナケシマシキニハアラチトモ五逆ノツミ
ノオモキユトナシラセンカタメナリ。

ごあるは顯說に約する自力念佛の相である、また

コレハ口稱ヲ本願トナカヒタマヘルチアラハサントナリ。

ごあるは、隱彰の實義に約する御釋にして、第十八願念佛往生の相
即ち因願の乃至十念の意である。

○信佛因縁皆得往生の文は、大に注意すべきことである、信佛因縁
の訓點に就き、刪補鈔_一、信佛因縁_二と訓す、これ用ゆべからず
今家に於ては改邪鈔末_{丁左}

信佛ノ因縁ヲ以テ、

と訓じてあり、また淨土眞要鈔末_右

佛ヲ信スル因縁ヲ以テ

と指南せり、

時にこの信佛因縁の釋語、大經引文の下に置き玉はゞ、經文の信心
歡喜の文に應じて親しきに、觀經の下に置き玉ふ、觀經の下なれば
稱名因縁ごか又は名號因縁ごかありてこそ、經文の具足十念稱南無
阿彌陀佛の經意を顯すべきに似たり、これ如何と云ふに曰く、名號
因縁又は稱名因縁と云はゞ、無信單行の稱名に濫するの恐れあるを
以て、今殊に觀經の下に信佛因縁ごの玉ふものなり。

次に信佛因縁の文字を解するに、信佛ごは阿彌陀佛を信ずること、

願成就の文の聞其名號と同意にして善導の深信阿彌陀佛四十八願なり、即ち今日の我等の佛願の生起本末を聞て疑心のなき他力の信心のことなり、これをまた本願を信ずることも又は佛を信ずることも云ふ次に因縁の二字を解するに古來の學說大に二途あり、一説にこの因縁を縁由即ち所以（ワケガラ）の義と解す、一説にこの因縁とは、四縁の中の因縁にして、因即縁の持業得名にて解すべきもの、巒師は素と三論家の師、淨土教系上漢土の始祖として、淨土の法門を弘通し玉へ、雖も大乘佛敎の通規を壞せずしてこれに準じ、而も一面には淨土敎他力弘願の別途の法門を弘通し玉ふ、この偉勳まします巒師なれば通途大乘に談ずるところの四縁の法相に籍り玉ふ、この故に論註上一と只今の所には因縁の義を擧げ、卷末利行満足章には増

上縁の義を用ゐ、因縁満足して他土得生の大果を成立する義を示す
 と以上の二説或は後義を親しむべきか。

因に華嚴五敎章下初縁起因門六義の下に十地論の十二支次第相生の因縁を引用して、

- 一、因無力待縁 因不生縁 生故……唯他力
 - 二、因有力不待縁 縁不生自因生故……唯自力
 - 三、因有力待縁 不無因隨縁有故……因縁和
 - 四、非因非縁 不共生無知者故
- 評の予

また雜集論四十三縁起法の甚深なることを顯はすとして

- 一、自種有故不從他……唯自力
- 二、待衆縁故非自作……唯他力

三、無作用故不共生

四、有功用故無非因……因緣和合

これに反對する無因有果説及他因有果説は因果撥無の外道説なり、宗祖は略本^四若行若信無^有一事^{トシテ}非^三阿彌陀如來清淨願心之所^ニ廻向成就^{シテ}非^レ無^{クシテ}因他因^有也應知^コあり、通大乘の通規を壞せずして、而も真宗獨得の絶待他力一法究盡の深理を示す、其旨可味

第二一節 大觀兩經の相違を會す

問曰 無量壽經^{ニハ}言^ハ願^シ往生^{スルヲ}者^ハ皆得^ニ往生^{スルヲ} 唯除^ク五逆^ト誹

謗^{スルモノ}正法^ヲ 觀無量壽經^{ニハ}言^ハ作^レ五逆^ト十惡^ト具^ス諸不善^ト 亦得^ニ往生^{スルヲ} 此二經相違^ニ云何^カ會^セン

憬興の述文讚に大觀兩經の説相の異なるに就て、昔より會釋するも

の自から百家を成す云ふて十三説を擧ぐ、群疑論^二十五箇の説を擧ぐ就中真宗の教史上にてはこの論註と散善義とに會釋あり、信卷末六要^五七^五これを一連に引用し玉ふ、述文賛より考ふれば二經の會合は巒師を以てその初となすものなり。

答曰 一經^ハ以^テ具^ス二種^ノ重罪^ト 一^{ニハ}者五逆^ト 二^{ニハ}者誹謗正法^ト 以^テ此二種^ノ罪^ト故^ニ 所以^ニ不得^ニ往生^{スルヲ} 一經^ハ但言^フ作^レ十惡^ト五逆^ト等^ノ罪^ト不言^フ誹謗^{スルモノ} 正法^ヲ 以^テ不^レ謗^ス 正法^ヲ故^ニ得^ニ往生^{スルヲ}

この會釋は、逆謗二罪の具缺に約して、大經は二罪を具備する故に往生を許さず、觀經は五逆ありて誹謗正法なし、故に往生を許すこと答ふ。

第一項 五逆の種類

五逆の種類に就ては、信卷末(六要五^六逆)によれば、
第一 三乗の五逆、淄洲了義燈の説

- 「一殺父」
 - 「二殺母」
 - 「三殺阿羅漢」
 - 「四破和合僧」
 - 「五出佛身血」
- 恩田に違害す
福田に違害す

第二 大乘の五逆、薩遮尼乾子經の説

- 「一壞塔焚經及盜三寶財」
- 「二謗三乘法言非聖教障破等」
- 「三打罵衆僧還俗駈使斷命」

四殺父殺母殺羅漢破和合僧出佛身血

五謗無因果常行十不善業

第三 同類相似罪 俱舍論の説

- 「一汗母無學尼」……………相似殺母
- 「二殺住定菩薩」……………相似殺父
- 「三殺無學有學」……………相似殺阿羅漢
- 「四奪和合僧」……………相似破和合僧
- 「五德率堵婆」……………相似出佛身血

率堵婆は梵語なり高顯又は生善處と翻す。

仍て大觀兩經中に説ける五逆は其格三乗の五逆なり、然れども隨轉理門によりて大乘に取扱ふなり、若し直接に大乘の五逆とすれば、

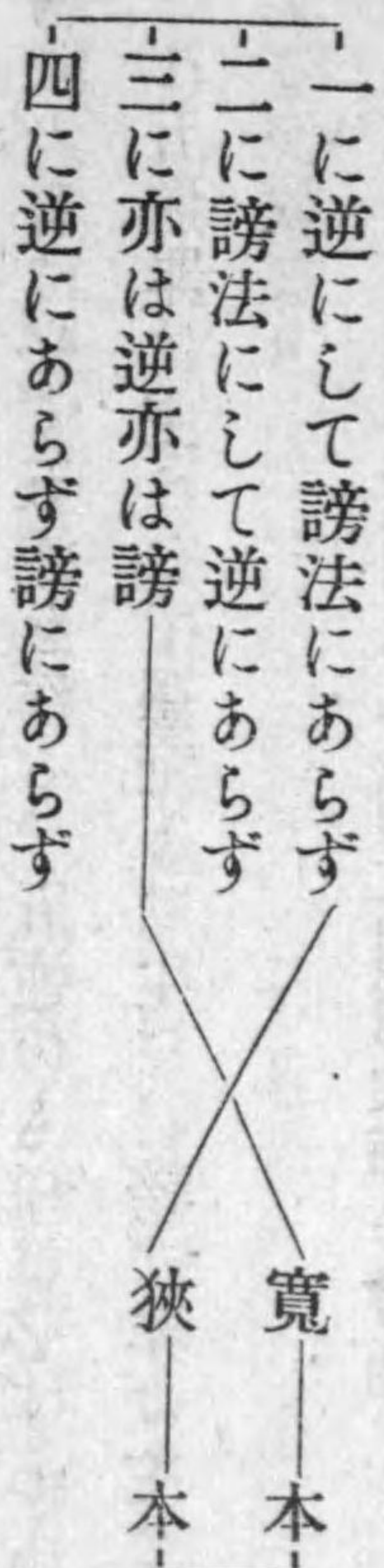
十不善業と謗法罪とがその中にあれば、これを別に説き玉ふ理なし
 然らば信卷末に大乘の五逆を引き玉ふ御祖意は如何と云ふに、六要
 五六六、爲レ生ニ慚愧悔過之心一、且爲レ念報ニ濟度大悲深重佛恩一
 被引之歎と會通してあり、尙ほ結業の時期に就ては、小乗は身業結
 業の位なれども、大乘は意業結業なり、即ち三慮思の中にて云へば
 第一の審慮思の時は、前加行位にして未だ結業の時にあらず、第二
 の決定思の時結業す、第三の動發勝思の位は結業後の發動なり、思
 ふに佛教の因果律は世間の身體に發作したる以上にあらざれば、犯
 罪を論ずる能はざる法律とは飽迄その趣旨を異にして精神本位なる
 ことこれを以て知るべし。

第一一項 謗法の種類

孔目章三五三の說によれば、謗法に四種類あり。

- 一に増益の謗法、佛說にあらずるを素りに佛說となす。
- 二に損益の謗法、佛說を無視して素にあらずと爲す。
- 三に相違の謗法、佛意に違害するの說法を爲す、經意願意を誤解するもの、これ一種の謗法罪なり、豈懼れざるべけんや。
- 四に戲論の謗法、佛說等を以て戲論諧謔の資とする、これも謗法の類なり。

因に逆謗二罪の寛狹を論ずれば、



謗法の者は必ず五逆を作る、五逆のものは必ずしも謗法罪を造らずこれ五逆罪は主として愚痴より生じ、謗法罪は主として邪見より生ずるが故なり。

第三項 玄閑光明兩大師の會通

大觀兩經の相違を會するに就き、兩大師の會釋同異の分齊如何と云ふに、且らくその釋相に於ては、差別ありと雖も、釋意に至りては遂に一致に歸するなり、其故は鸞師は造業の單復に約し會し玉ふ、造業の單復とは、大經は五逆と謗法の二種の重罪を具するが故に複と云ひ、觀經は十惡五逆のみにして謗法罪なきが故に單と云ふ、仍て大經は二種の重罪を具するが故に往生せずと説き、觀經は逆惡のみにして謗法罪を造らざれば往生すと説き玉ふと云ふ意なり、また

光明大師は未造已造に約して釋し玉ふ、未造とは大經は逆謗の二罪を未造の機に對して抑止して往生せずと説き、觀經は五逆罪を已造の機に對して大悲を發し攝取して往生せしむと云ふ意なり、然るに大經にては逆謗にも往生を許さすと云ふことは、兩師全く同じと雖も、謗法に就ては光明大師は(散善義^六)若造還攝得^生この玉へども、鸞師は次下第二問答下に至りて誹謗正法雖更無餘罪^{必不得}生^{この}玉ふ、この相違あるは如何と云ふに、光明大師の謗法罪の者を攝して往生を得ると釋するは已廻心の機に約す、即ち法事讚上^{下六}謗法闡提廻心皆往の釋の意にして造惡當時の謗法の儘にては往生すと云にはあらず、又鸞師の謗法の人^は生ぜず^{この}玉ふは、未廻心の機に約す、其義旨、註の文相明なり。若然らば鸞師は永く謗法の人

の往生を許さざるやと云ふに、論註下下七衆生以憍慢故、誹謗正法一、毀訾賢聖二、搗痺尊長三、尊者君父師也、長者有德之人及兄黨也、如是、人應受拔舌、苦瘖啞、苦言教不行苦無聞名、苦四。如是等種々、諸苦衆生。聞阿彌陀如來至德、名號說法音聲五。如上種々、口業繫縛。皆得解脫六。こなり、この文より見れば、玄忠も謗法の人七雖も廻心すれば往生を許し玉ふこと明なり。

問曰く謗法の人八は往生を得ずと云ふこと、未廻心の機に約すと云はゞ、五逆も然り、未廻心なれば往生を得ざるべし如何。

答曰く理固より然るべし九雖も、觀經の説相によれば五逆は已造なり、謗法は未造なり、之に仍て已造の邊は廻心に約し、未造の邊は未廻心に約して釋し玉ふ、故に微細に窺へば兩師の釋遂に一致に歸す。

第四項 攝物義相

一 攝抑の名義

散善義大觀兩經相望して二種（逆謗）除取の問答を設く、その文に曰く、

問曰 如二四十八願中一。唯除三五逆、誹謗正法四。不得五往生。今此

觀經六下品下生中七。簡八謗法九。攝一〇五逆一者。有二何意三。

と問ふて、

答曰 此義仰就抑止門中一解二。如三四十八願中四。除五謗法六五逆七

者八。然九此之一〇二業其障極重一。衆生若造二直入三阿鼻四歷五劫六

周障七無由可八此九。但如來恐其造一〇二過一。方便二止三言四不

得_レ往生。亦不_ニアラス。是不_レ攝也。又下品下生、中_ニ取_テ五逆_ヲ。除_ニ謗法_ト者。其五逆、已_ニ作_レ不可_レ捨_ス。令_ニ流轉_{。還_テ發_ニ大悲_ヲ攝取_{シテ}往生_ス。}

此の文より抑止攝取の名目出づ、抑止は抑遮止息の義にて、未造業の機に對して逆謗を抑へ止めて造らしめざるの意である、攝取は廣くこの名目を論ずるに選擇攝取（これは法藏因中選擇なり）は光明攝取（眞身觀の意）は、哀愍攝取の三あり、論註下_テ攝取_{シテ}衆生_ヲ有佛_ノ國土_ニ、和讚に三朝淨土ノ大師等、哀愍攝取シタマヒテ、眞實信心ス、メシメ、定聚ノクラ井ニイレシメヨとあると同意なり今攝抑の攝取はこの第三の意なり。

尙亦この攝抑二門は、諸宗所談の折伏攝受の二門に同じ、折伏は因果の理に惑へるもの、爲には賞罰を顯はして縁を結び、攝受は因果

の理に明なるもの爲には直ちに教法を以て救濟するここなり。

一 正しく攝抑二門の義相

攝抑二門の釋迦彌陀二尊配屬に就き、古來異說紛紜たり、今その中主なるもの五三を列記すれば、

先づ初に抑止に就ては大經の要解（西本願寺能化法霖）は、釋迦の抑止とするは非なりと破して、彌陀の抑止とする義を成立す。

次に翻譯人の意樂にて附加せしなりとする説、この説は現行五存の中正依の大經と如來會のみこの抑止の八字ありて平等覺經と大莊嚴經と大阿彌陀經にはこの語なし有るも無きも翻譯人の自由意志のみと、次に抑止は釋迦に約し、攝取は彌陀に約すと云ふ説あり、又因願にある抑止は彌陀なり、成就にあるは釋迦なりと云ふ説、或

は抑止は釋迦、攝取は彌陀と兩方に配當する説あり。

更に他家の説を擧ぐれば、鎮西の傳通記、西山の楷定記は、釋迦の抑止とする義勝るゝと云へり、最後に今家の正義如何と云ふに、釋迦の抑止とするが相傳の實義なり、口傳鈔一十九

抑止ハ釋迦ノ方便ナリ、眞宗ノ落居ハ彌陀ノ本願ニキハマヘリ。
ごあり、法華問答下三十一

ハシメニ無量壽經ニハ、イマタ五逆ヲツクラサル機ニオヒテ抑止
シテ唯除五逆トトキ、ノチノ觀經ニハ五逆ヲツクル機ニオヒテ攝
取シテ往生ヲユルス、コレスナハテ娑婆ノ教主釋尊種々ノ方便ヲ
モテ造惡ノ衆生ヲシテ利益ヲエセシムルコト、カクノコトシ。

ごこの御相承を守れば釋迦の抑止とする義愈々以て明乎たり。

つらく善導の疏文の上を窺ふに、但如來恐ミ其造ラ斯ノ二過ヲ方便、
止ラ言レ不得ニ往生シこの玉ひ、已ニ作ラ不可ク捨テ令ム流轉ニ還テ發シ大悲ヲ攝
取往生ごある、この文の中如來ごあるは釋迦如來なり、其義何を以
て知るやと云ふに、已造未造と云ふは、釋尊の説法の年次上に關す
ることなり、彌陀の發願の時に已造未造の論なし、釋尊大經を説き
玉ふ時、對機は權機なり、故に未造なり、觀經を説く時は、提婆闍
世の造惡あり、故に已造なり、又還發大悲ごは、前に大經の會座に
於て抑止せしにもかゝはらず、今の觀經の會座へ來りて、五逆を作り
し故に、造りし後は仕様事なし、還りて大悲を發して攝取し玉ふ、
疏文に若シ造ラ還テ攝メ得ル生スごある。

次に攝取に就ては、古來この攝取を釋迦に約すると彌陀に約すると

の異説あれども、善導の疏文明に釋迦に約すること敢て惑ふ所にあらず、乃ち疏文に又下品下生中取五逆等の文意を熟讀するに、大經に於ては本願の正機たる逆惡の機未だ顯れず、故に抑止し玉へども、觀經に來りて提婆闍世の逆惡起りしを如何せん、これを捨て、顧みざるは彌陀の願意にあらざるを以て、是れまで隠しおきたる大悲を、今や發すべき時期なりとて攝取し玉ふ、若し彌陀の攝取の大悲なれば、因位發願の時より、果上の今日に至る迄、少時とて大悲を隠すことなければ、觀經の會座に限りて大悲を發現すること云ふことなき筈なり、然るに釋迦は此娑婆に出現して、衆生の根機を逐ふて、教法を施し玉ふ故に、大經の時は造惡の機未だ現れざれば大悲を隠くして抑止し、觀經の時には逆惡の機起りしが故に還りて

大悲を顯はして攝化し玉ふ。

三一 問 答 決 疑

問曰 抑攝共に釋迦に約する義は聞へたり、然るに先輩の説なる抑止は釋迦攝取は彌陀と二尊に對配する義、又二尊に各々攝抑二門ありと立つる説其用不如何。

答曰 強ちに此の義を全廢するには及ばず、何となれば攝抑二門を二尊に別配するは據勝爲論の所談なり、二尊各々二門ありと云ふは據實通論の所談なり、然れども散善義の文は攝抑ともに釋迦一佛に約するを允當なりと云ふのみ。

問曰 抑止を釋迦の抑止と取切る時は漢語燈十_七况又誹謗正法彌陀本願已除此等惡人其報當墮那落等。

ごあり、また古德傳五五凡凡ソ彌陀ノ本願ニイハク、唯除五逆誹謗正法ト云。念佛ヲツトメントモカラ、イカンカ正法ヲ謗センヤトある文より見れば、元祖も覺如上人も彌陀の手前にも抑止の義ある如く見ゆ、此文を如何するか。

答曰 此は抑止の文の言の出處を指したるのみなり、例せば散善義六二四十八願中六二あれども、釋迦に約して解するが如し。

問曰 抑止は釋迦の方便ならば願成就の文のみにありて然るべし、何故に因願の文にもありや。

答曰 佛語の慇懃を示すところなり、因願の言に副へて抑止し玉ふは、十方衆生を洩さず救ふと聞ては、若し如何なる造悪も苦しからずと誤りて、邪見に墮するものなきにしもあらず、故に佛これを憐

んで、慇懃を極め玉ふ、決して繁重の失にあらず。

問曰 前來の如く抑止は釋迦に約するに限りて徹底的に彌陀になきや。

答曰 二尊一體の大悲なるが故に、釋迦の佛意にあること彌陀の願意に毫もなしと云ふべからず、彌陀の願意にも抑止の意は含蓄してあるべき道理なり、和語燈二三三ヨロツノ佛達テ謗リ諸ノ聖教ヲ疑ヒ誹リタラン罪ハ、マツ阿彌陀佛ノ御心ニ叶フマシケレハ念佛ストモ悲願ニモレン一定ナリとある、是れ阿彌陀如來は逆惡の機をも洩らさじこの大悲深重の誓願を發し玉ふと雖も、決して造惡の者を好み玉ふにあらず、造惡を許し玉ふにあらずと知るべし、此等の義邊は穩健中正の思想を以て味ふべきものなり。

第三節 謗法の人の生不を論ず

問曰 假使一人。具五逆罪而不誹謗正法。經許得生。復有二人。但誹謗正法。而無五逆諸罪。願往生者。得生以否。

上の答に就てこの問起る、若し謗法の具缺に約するにせば、謗法のみ造りて、五逆を造らざるものは往生を得るや否やと問ふなり。

答曰 但令誹謗正法。雖更無餘罪。必不得生。何以言_{トナレハ}之。經言五逆罪人墮阿鼻大地獄中。具受一切重罪。誹謗正法人墮阿鼻大地獄中。此劫若盡。復轉至他方阿鼻大地獄中。如是展轉。經百千阿鼻大地獄。佛不_レ記_レ得出時節。以下誹謗正法罪極重故。又正法者。即是佛

法。此愚痴人。既生誹謗。安有願生佛土之理。假使但貪_ニ彼土安樂。而願_レ生_ニ者。亦如_レ求_レ非水之氷無_レ烟之火。豈有_ニ得_レ理_一。

○經言こある經は、法華經大品經なり、智論六十二_ニ此の經文を引く、五逆罪の墮獄者は有期限なり、謗法罪の者は無期限なり、果報に盡不盡の相違あり、和讃に曰く、

衆生有礙ノサトリニテ、無碍ノ佛智ヲウタカヘハ、曾婆羅頻多羅地獄ニテ、多劫衆苦ニシツムナリ。

また、

念佛誹謗ノ有情ハ、阿鼻地獄ニ墮在シテ、八萬劫中大苦惱、ヒマナクウクソトトキタマフ。

阿鼻譯すれば無間と云ふ、立應音義に無間の解に二あり、一に苦具と受苦の有情の身體と間隙なし、二に受苦の時間に間斷なしと。
○非水之氷無烟之火豈有得理とは、信仰因縁のなき有情に得生の理なきを比況す、簡且明なる名喩と云ふべし。

第四節 謗法罪の相狀を示す

問曰 何等相。是誹謗正法。

文相知り易し、

答曰 若言無佛無佛法無菩薩無菩薩法。如是等見。若心自解。若從他受其心決定。皆名誹謗正法。

謗法罪を犯しつゝある相狀目前に、宛として観るが如し、單に因果を撥無して口に三寶を毀謗するものゝみが謗法者にあらず、智者の

教に従はず、自分一料簡に悪見を執する、これも謗法者なり、近時這輩世に多し慨くべきの至矣。

第五節 逆謗一罪の輕重を比較す

問曰 如是等計。但是己事。於衆生有何苦惱。踰五逆重罪耶。

謗法罪が重しと云ふ事を決判する爲の問なり、如是等の計とは、謗法罪のここなり、問の意は謗法罪は自己の惡道へ墮する因を結ぶ計りにして、他の衆生に關係なし、然るに五惡罪は恩田福田に違害して他を損害せしむる罪なり、如何が逆罪より重しと問ふ。

答曰 若無諸佛菩薩說世間出世間善道教化衆生者。豈知有仁義禮智信耶。如是世間一切善法。皆斷。出世間一

切賢聖皆滅。汝^ハ但知^テ五逆罪^ノ爲^レ重^シ。而不知^テ五逆罪^ノ從^リ無^ニ正法^一生^ト。是故^ニ謗正法^ノ人^ハ。其罪最重^{ナリト}。

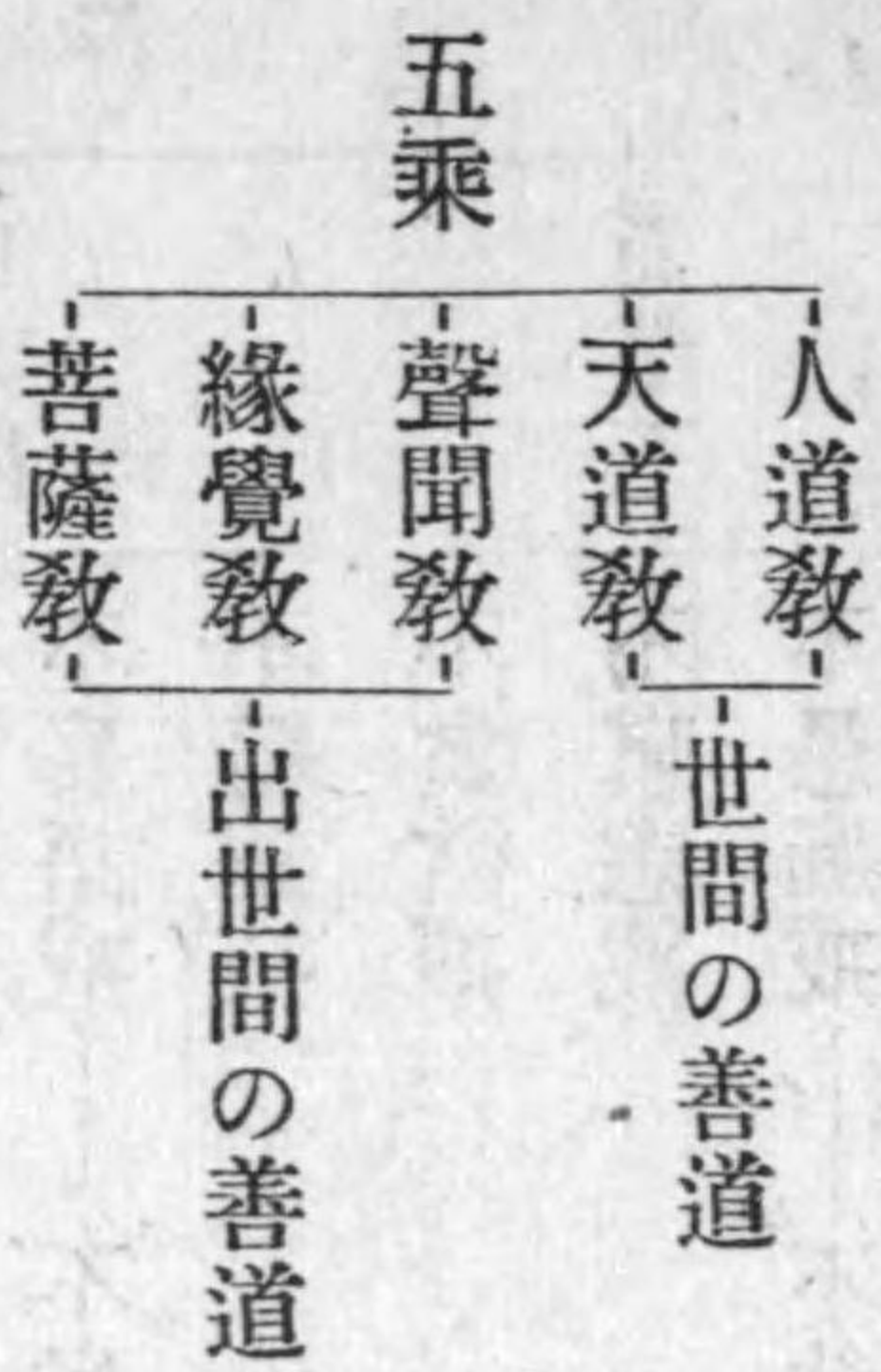
謗法罪なるものは世間出世間一切の善法を破壊する根柢となるものなる旨を論定するに就き二段に分れて、初は世間善の出所を示し、後ちは如是世間一切善法等の下は正しく世間出世間二種の善法を断ずることを明す。

思ふにこの所、論註一箇の名所なり、貧道が這般講本に供へし微意亦この一問答の義意を現代に紹介せんが爲なり。

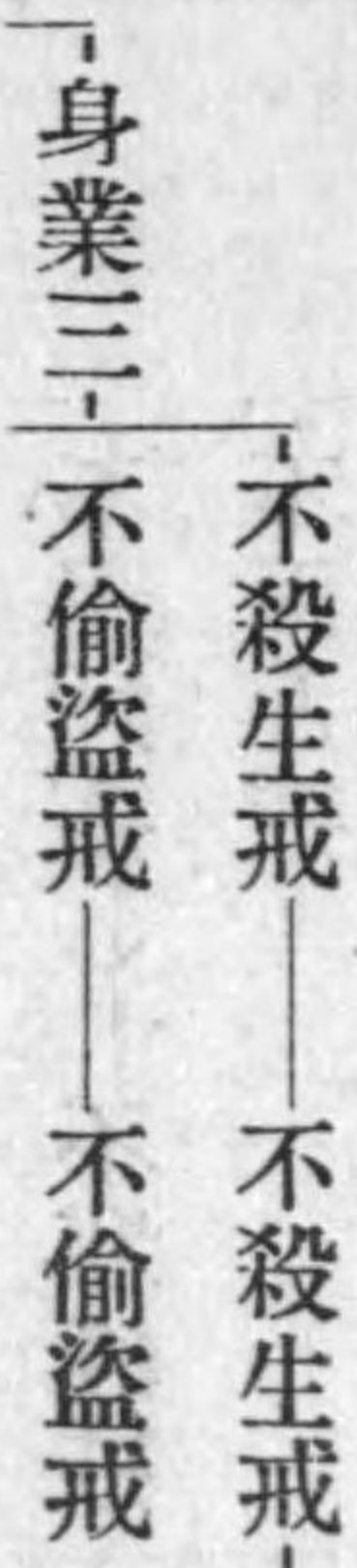
世間五常の教も、佛説より出づること、智論^二初一切世間眞實善語^一皆從佛法中^一出^ト、同六十三^二止觀六之^一等、近くは化卷末六要十^二名高き^一皇統化三聖立言の文参照すべきである。

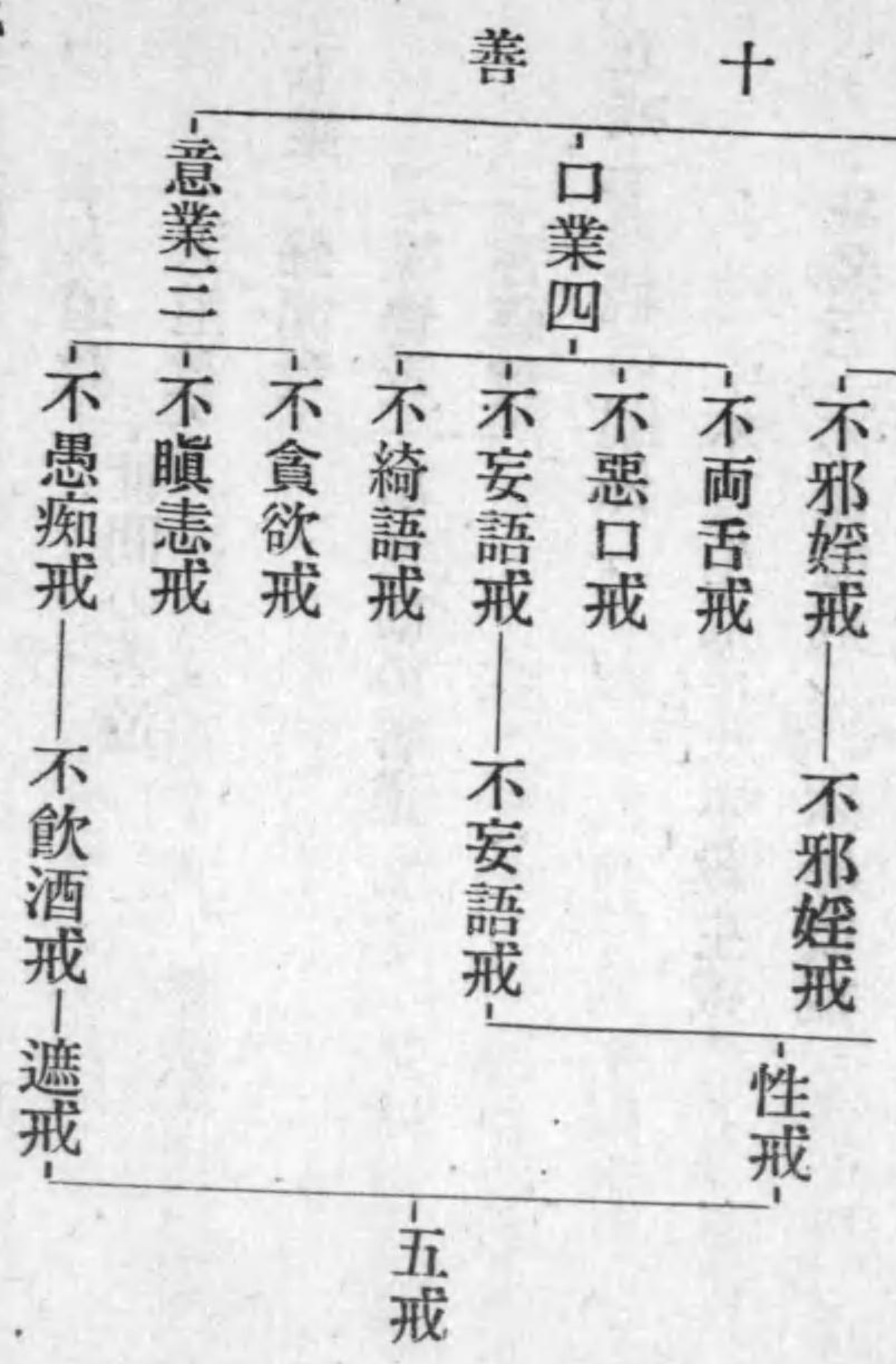
第一項 通佛教上より世間出世間を分つ

只今の本文にある世間出世間の善道とあるは、即ちその教體を指せば人天聲緣善の五乗の法なり、以下初學の爲にその大體を圖解せば



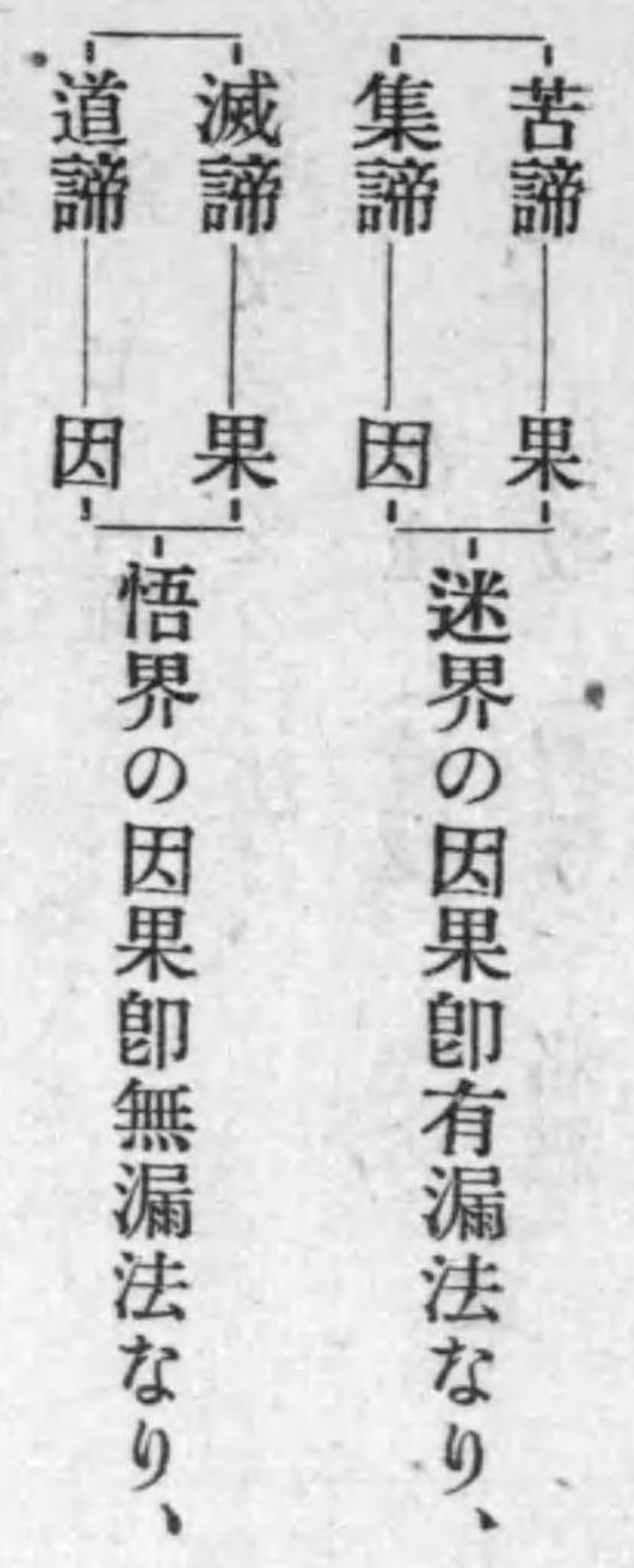
五戒十善戒の關係



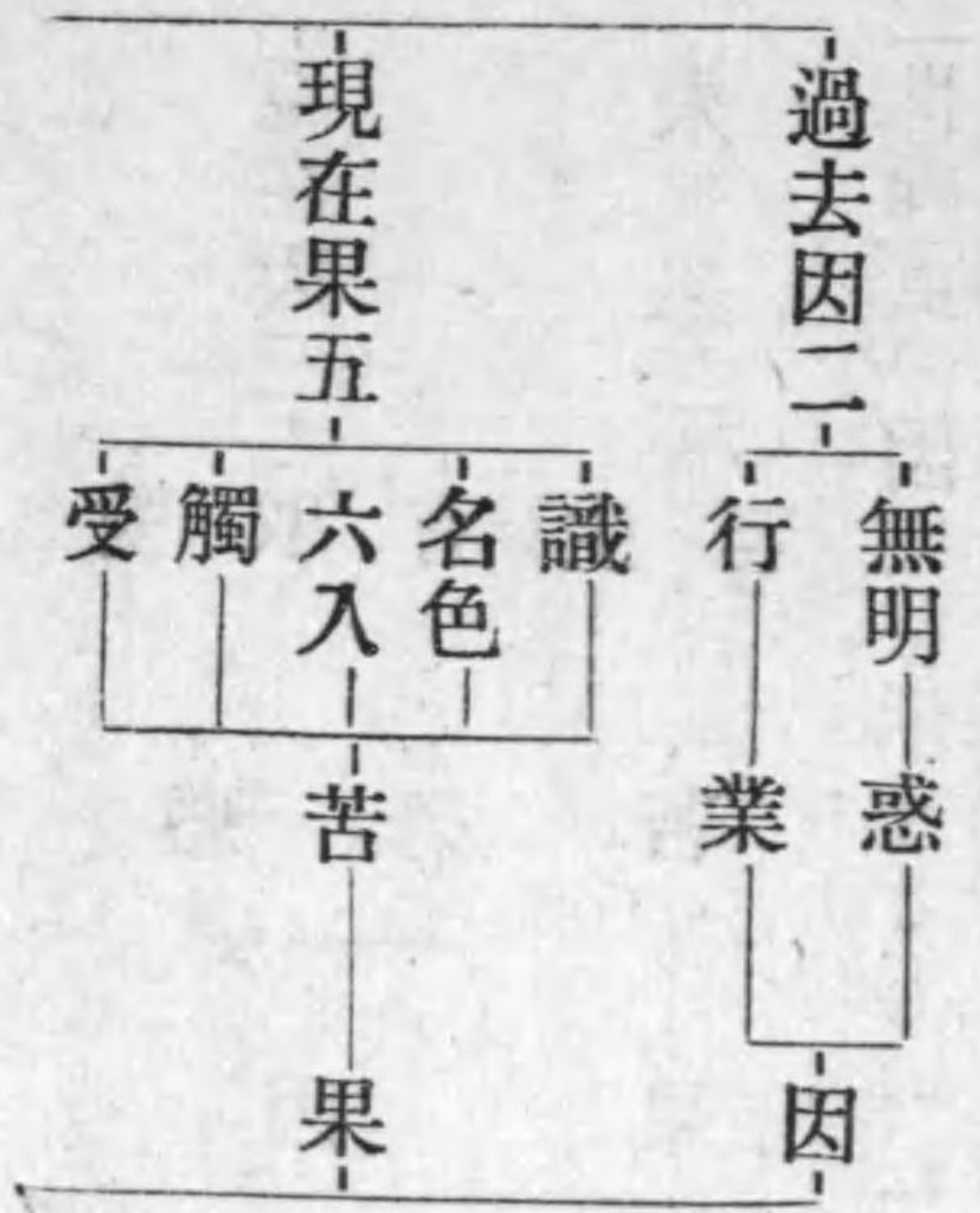


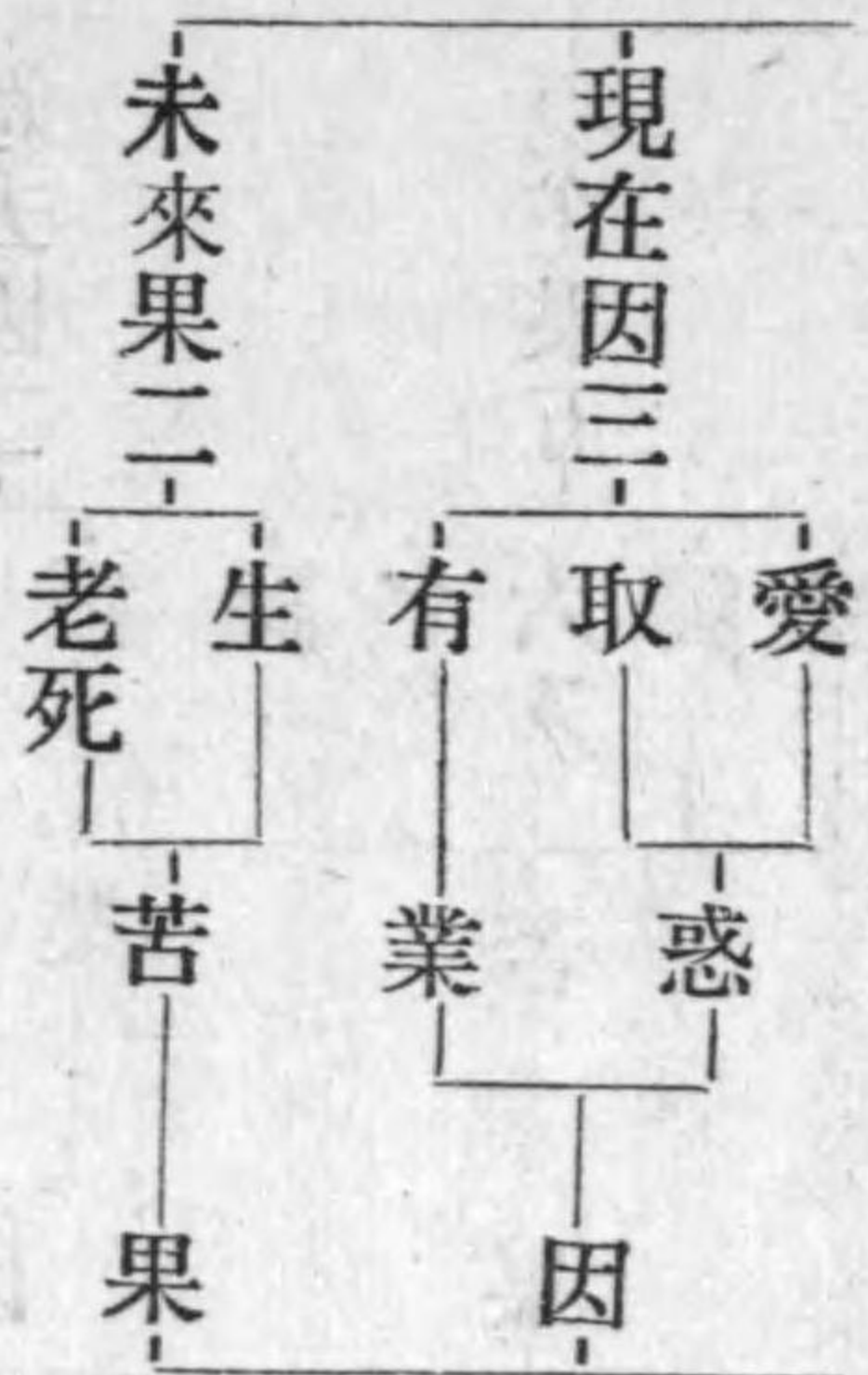
五戒は人道に趣くべき因道にして、十善戒は天道に趣くべき因道なり。

聲聞教の四諦の法は、



緣覺教の十二因縁の法は、





三世兩重の因果を示せるものにして、惑業苦の三道に配すべく、隨て四諦の法は開合の相異にして無明、行、愛取有の五は集諦にして、餘の七は苦諦なり。

菩薩教の六度の行法は、



六波羅密(度)を福智の二莊嚴と分類する時は、布施より禪定迄の五は人格を富豊ならしむる福莊嚴なり、第六の智慧が即ち精神的光明の智慧莊嚴なり。

明治天皇の御製に、

雨たれにくほめし軒の石を見て

かたき業さて思ひ捨めや

○精進の御意にあらざるか、

何事も思ふかまゝにならざるか

五十

かへりて人の身の爲にこそ

○忍辱の御意ご伺ふべきか、

ごもすれはかき濁しけり山水の

澄せはすます人の心を

○禪定の御意ご伺はる、

國の爲あたなす仇をくたくごも

いつくしむへき事なわすれそ

○布施の御意もおはすらむ

第二項 眞宗別途上より世間出世間を分つ

眞宗別途の上より世間出世間の二教を分てば、世間の教は俗諦門

の教旨即ち王法人道なり、凡て倫常の道これなり、出世間の教は眞諦門にして、一念歸命の他力廻向の安心これなり、これその基礎とする所は、大經の第十八の因願ご成就の文にして、因願の設我得佛等の願文及び成就の文は眞宗安心の根元なり、又唯除五逆誹謗正法の抑止の文は俗諦門の基礎なり、而してこの分齊を廣説したるものを大經上下兩卷の内容ごす、即ち上卷の當具説之より下卷の不能窮盡に至るまでは内心より外相に及ぶ眞諦門の状態なり、又下卷のその次ぎ佛告彌勒菩薩諸天人等より不敢違失に至る間は、外相より内心に及ぶ俗諦門實行の分齊なり、信徳ごして信後自然に俗諦を守ること、人道王法を守りつゝある外相より漸々佛果を期する眞諦門の安心に住すること、眞俗二諦不即不離、互に分界を犯さずして、而も

相依相成す、これ實に眞宗二諦の妙旨なり。

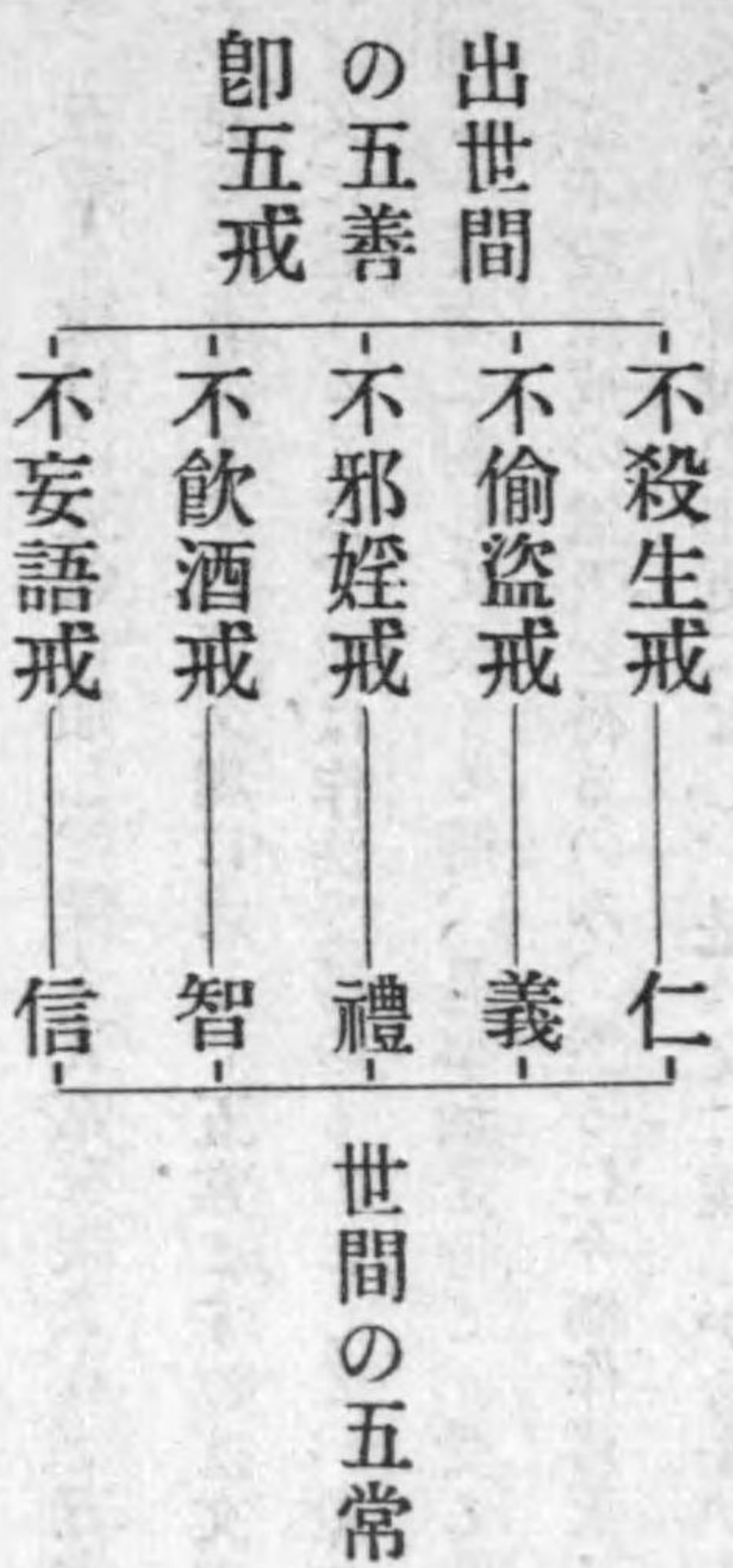
これを要するに大經なる佛説は、一面より拜すれば人間が人間たる道を守るべき人道の鏡たるを、同時に一面より見れば人間が佛陀になるべき佛道の鏡と云ふべし、宜哉異譯の經題には、佛説阿彌陀三那三佛薩樓佛檀過度人道經と稱することを、宗祖御本書化卷六要九四十一傳教大師の末法燈明記を引用し玉ふて常樂臺は、これを讚して、

此書、是演王法佛法治化之理。凡明眞諦俗諦相依之義

と云ふ、

御文二帖目第六通コトニホカニハ王法ヲモテオモテトシ、内心ニハ他力ノ信心ヲフカクタクハヘテ、世間ノ仁義ヲモテ本トスヘシとある。

また三帖目第十三通にステニ安心決定セシメタラン人ノ身ノウヘニモ、マタ未決定ノ人ノ安心ヲトラントオモハン人モ云云。
五戒五常の關係



五常の言は道體に約す、五倫の言は人體に約す、この五善即五戒に背反したるものを五惡とす、四教義集註下に人王以五常治世、法王以五戒化物と、改邪鈔本七ソレ出世ノ法ニオイテハ五戒ト稱シ

世法ニアリテハ五常トナツクル、仁義禮智信ナマモリテ内心ニハ他
力ノ不思議ナタモツヘキナリゴ、大經下卷五惡段の説相に就て一乘
院云く、

廣く五戒を説けば五常に順し、深く五常を談すれば五常に順するなり、然るに今經文の上を見るに五戒とすれば文理に違し、五常とすれば文理に順するなり、其故に五戒とすれば文に違することは、戒は作法受得のものにして、殺生戒にもあれ乃至飲酒戒ことあれ戒師より受者に對して授くる時、是事如是持と、受る時戒體の無表を發得す、不殺生戒なれば不殺生戒の無表を得るのみ、然るに今獨作諸善と云ひ、不爲衆惡者と説きて、作法受戒の別解脱の相更になし、是れ文に親しからず、次に理に違することは、此經文の上には作法受得の相はなれども、五戒は餘經に説くが故に今は略すと云は、若爾らは此大經は法滅の後までも、世に止まる餘經既に滅しなば、何に由りてか、その作法を知らんや、又末代には出家と雖も、持戒の者なし、況んや在家に於てをや、持つべからざ。

る戒を持たしめて、往生を勸むと云は、彌陀の大悲常没の衆生の爲なりと云ふこと成すべからず、これ理に違するに非ずや、次に五常とすれば文理に順す、初に文に順することは、一々の惡に皆王法を出し、王法禁令王法刑罰とあり、これ五惡、王法を背けばこそ、王法の咎めを受る、五常は王法なり、五戒は佛法なり、佛法の五戒に背けばとて、王法の咎めを受くる理あらんや、これ五常を以て文に配すれば文に順するなり、次に理に順することは、今日五戒を持たすとも、家を齋へ國を治むべし、若し五常の道を失ふ時は國家忽ち亂る、これ念佛行者の往生の行を修する妨げなり、爾れば國家を安穩なさしめて、後生誓提を求めんが爲に、五惡五善の相を説き玉ふ、これ理に順するなりと。

第六節 善惡業の輕重を問答す

問曰 業道經ニ言ク。業道如秤。重者先牽。如觀無量壽經ニ言ク。
有人造五逆十惡。具諸不善。應墮惡道。經歴多劫。受無
量苦。臨命終時。遇善知識。教稱南無無量壽佛。如是至心。

令聲ラシテ至心。不絕具足ニテ十念ヲ。便得往生スルコトヲ。安樂淨土ニ。卽入ニテ大乘正定之聚ニ。畢竟ニテ不退。與ニ三塗諸苦ニ。永隔ス。先牽之義於理如何。

この問の下二難あり、卽ち只今の文が第一の難詰にして、この難を古來より、重業先牽の難と稱す、卽ち通佛教の因果の理法に準じて經文の具諸不善と具足十念とを相對して、一生涯造る逆惡は、其數甚多く重し、臨終の十念念佛はその數尠なし、輕かるべし、重きもの先に果を牽くべし、然るに少なき十念を以て、多き逆惡を滅して先づ往生を得ると云ふては、諸大乘經所說の業道の通規に違せずやと難す、この業道經は安樂集上五十一大乘經曰くある指南によれば、一部の經を指すにあらず、業道を説く諸經なり。

○卽入大乘正定之聚とは、文相は當益なれども、文意は現益に取るべし、時に茲處に奇なることのあるは、觀經には含華の相を説き玉ふに、今はそれを略して、その代りに卽入大乘正定之聚の言を加へ第十八願他力往生を説く經文として引用し玉ふ、又稱南無阿彌陀佛を、今は南無無量壽佛とせり、これ稱南無阿彌陀佛は隱の義に於ては大經の一向專念無量壽佛と同じき故に、今は大觀兩經を會合して南無無量壽佛とし玉ふ、これを以て思へば、今家隱顯の御判釋は、其基く所遠く辯師に淵源するものなりと先輩も注意せり。

又曠劫ヨリ已來タ備サニ造ル諸ノ行ヲ。有漏ノ之法ヲ繫ス屬ス三界ニ。但ニテ以テ十念ヲ念スル阿彌陀佛ヲ。便出ス三界ノ繫業ノ之義ヲ。復欲ニ云何カ。

問の第二段にして漏業繫屬の難と云ふ、上は分量の多少に約して難

し。今は時の久近に約して難ず、臨終の十念を持つ時間太だ短し有漏の業道は曠劫以來の所持品たり、然るに臨終の十念を以て、曠劫已來の繫屬を斷ちて三界を出過するのみならず、無上佛果を成ずと説く、これ豈道理ならんやと難ず。

第一—重業先牽の難—約罪業の分量—空間的より

第二—漏業繫屬の難—約罪業の力用—時間的より

思ふに淨土教史上觀經下々品の説相に就て、通佛教側より鸞師の時にこれ等の問難を爲す氣分ありき、後年西河光明の時に起れる通論家の別時意趣の難破の萌芽を見るべく、隨而來難の提撕や、立忠西河光明三師の會釋の同異等を研究することは頗る興味ある問題なるべし。

答曰 汝謂五逆十惡繫業等爲重。以下々品、人十念爲輕。應爲罪所牽先墮地獄繫。在三界者。今當以義。按量輕重之義。在心在緣。不在決定。不在時節。久近多少也。云何在。心。彼造罪人。自依止。虛妄顛倒見生。此十念者。依善知識方便安慰。聞實相。法生。一實一虛。豈得相比。譬如千歲闇室光。若暫至。即便明朗。闇豈得言在室。千歲。而不去耶。是名在心。

○聞實相法生とは、名號の謂を聞開て信心を發起することなり、○千歲闇室の喩は大集經一十五に出づ。

云何在。緣。彼造罪人。自依止。妄想心。依煩惱虛妄果報衆生。此十念者。依止。無上信心。依阿彌陀如來方

便莊嚴眞實清淨無量功德名號生ス。譬如有人被下毒箭ニ所ニ中

截レ筋破レ骨。聞ニ滅除藥ノ鼓一。即箭出テ毒除上。首楞嚴經ニ言ク、譬如有人、藥名曰ニ滅除一、苦闘戰時、

用テ以テ塗鼓ニ、聞ニ鼓ノ聲ヲ者、箭出テ、除レ毒ヲ、菩薩亦復如是、豈可ク得レ言テ彼ノ箭

住ニ、首楞嚴ニ味ニ、聞ニ其名ヲ者、三毒之箭、自然ニ抜キ出ツ、深毒ハ、ハゲシキヲモテ厲ニ聞ニ鼓ノ音聲ヲ。不能ニ拔レ箭ヲ去ニ毒耶一。是ニ名ニ在レ緣一。

○自依止妄想心ニは在緣を明さん爲に上の在心を擧ぐ○依煩惱虛妄果報衆生ニは在緣の相なり○依無上信心ニは前の在心を擧ぐ○依阿彌陀如來方便等ニは在緣の相なり、名號のニ直ちに名號ニ云はず三種莊嚴を收めたる名號なることを顯はす爲に莊嚴眞實清淨無量功德ニ云ふ、これ論註の一の格式なり○方便の言は施造方便なり○滅除藥の喩は首楞嚴經上下五に出づ、今は隨宜轉用して、五逆の毒の箭ニ中られたる罪人も、名號の滅除藥を塗附する十念の鼓の聲によ

りて、五逆の毒箭忽ちに抜き往生の益をうるに比況す。

云何在ニ決定一。彼造罪人。依止レ有後心有間心ニ失一。此ノ十

念者依止レ無後心無間心ニ生一。是レ名ニ決定一。

○有後心有間心ニは平生なり、無後心無間心ニは臨終なり。

按ニ量スルニ二義一。十念者重シ。重者先牽テ。能出ニ二有一。兩經一

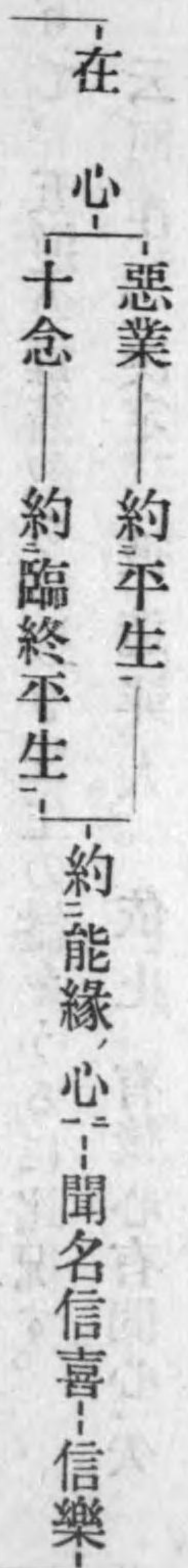
義ナルノミ耳。

三義相依て二大難を答盡す○先牽ニは第一難を云ふ○能出ニ三有一は第二難を云ふ○兩經ニは業道經ニ觀經ニなり、廣く云へば聖道諸教ニ淨土教ニなり。

さて重業先牽ニ漏業繫屬の二難を合して答玉ふに、在ニ在緣ニ決定の三義を以て料簡し玉ふ、即ち五逆十惡の惡業ニ十念々佛の善業ニ

を比較して輕重を判ず。

三義の中造罪に約するの三義は平生にあること勿論なるも、十念(善業)に約する三義の中、在心在縁の二義は平生臨終に通じ、後の在決定は臨終のみなり、然るに能く鸞師の釋意を窺へば、第二義も唯臨終のみ局るにあらず、平生にも通ずる義意あるなり、その故はこの三義は素々下々品の經意に基き玉ふことは勿論なれども、また文意には第十八願成就の經意にも會合し玉ふ御意を窺はる、乃ちこれ等の分齊を圖解すれば、



次にこの三義の分齊を料簡するに就て六要五_ニ在_ニ心は心に約し、在縁は境に約し、在決定は時に約すと判じてあり、これ鎮西の記主禪師述、註記の説を襲用し玉ふものと見へたり、初後の約心約時の義に於ては異論なきも第二の在縁を約境と云ふ義に就て茲處に一の難あり、如何となれば五逆の中に於て、殺父殺母の二罪は虚妄の衆生を對象として造罪すれども、後の三罪は虚妄の境を對縁とするは云はれぬ、阿羅漢や和合僧や佛身は虚妄の境界にあらず三寶を縁

じて造る罪を虚妄の境を縁じて造ることは云ひ難し。

さてこれを會する古來の説を見るに初めに在縁の縁の字を所縁の義とする説、これに亦二説分れて一には多分に約する説、これは五逆の中、佛のみ無漏なり餘は皆有漏なるが故に多分に從へて五逆罪の境を總て煩惱虚妄の果報の衆生と云ふ、二にこの五逆を小乗の五逆とす、小乘にては十八界の中、前十五界唯名有漏と立て、五根五境五識は有漏なりとす、此の義によれば佛も有漏身と云はれる故に五逆の所縁と云ふべく煩惱虚妄の衆生なりと云はるゝなりと會す。

後ちに在縁の縁の字を増上縁(四縁の中の)と取るの説なり、この説によれば煩惱虚妄の果報の衆生とは五逆罪を造る時の増上縁とする衆生のことなりとす、彼の闍王は提婆の教によりて殺父殺母の逆罪

を造れり又提婆が出佛身血罪を犯せし如きは、頻婆王が釋尊に種々供養せし相を見て、提婆嫉妬の念を起し、遂に釋尊を害せんごせしなり、是れ出佛身血の前にその動機を與へしは頻婆娑羅王なり、仍てこの増上縁となりし物體を指して縁と指すなり。

以上三説の中親疎容易に判じ難きも、今は且く第三説を取るべきかその故は第一の多分に從ふと云ふ説は、五逆の中出佛身血を煩惱虚妄の衆生の中に攝せざれば未盡理の説なり、第二の五逆を小乗とする説も大乘の教理を明すに其義理狭き小乗の五逆を以てするも亦不可なり、第三の増上縁に約するの説を以て勝れりとすべし、若爾らば六要の在縁は境に約することある説は如何かするやと云ふに、これも増上縁の境とすれば妨げなし、何となれば増上縁は義寛廣なるを

以てなり。

由之正しく三在の分齊を云へば、第一の在心は造業(能生)の因縁なり、第二の在縁は造業(能生)の増上縁なり、凡そ善惡の二業を造るには、必ず因縁と増上縁に籍らずんばあるべからず、之を十念の行業に就て云ふならば、因縁と増上縁にして、論註上卷の始には易行道の相を明すに、以信佛因縁願生淨土乘佛願力便得往生彼清淨土と因縁を出し、下卷の終りには願生行者の二利成就の相を明すに覈求其本阿彌陀如來爲増上縁と増上縁を擧げ玉ふ、論註一部他力廻向を明すに通途性相の法門に準じて、而も眞宗別途不共の因縁和合の法門を談じ玉ふ巧妙の御釋可仰。

第七節 十念業成の相狀を示す

問曰 幾時名爲一念

十念の念と云ふに就て、時節の念もあり、心に憶念することをも念と云ひ、また口に稱ふる稱名をも念と云ふ、若しそれ時節のことを云ふ念ならば、十念の中の一念とは幾の時なりやと問ふ、安樂集上二十六この問答と同様なる問答あり。

答曰 百一、生滅名一刹那。六十刹那名爲一念。此中云念者、不取此時節也。但言憶念阿彌陀佛。若總相若別相、隨所觀縁、心無他想。十念相續名爲十念。但稱名號亦復如是。

今この十念の念と云ふは時節の念にあらずと簡ぶなり、六要五六十一此文の註釋に念有二義。所謂時節觀念稱念。今唯嫌時觀

念稱念^{トハ}無用捨^ニ鸞師^ノ之意存^ス二義^ニ歟。若依導家^ニ唯是稱名^{ナリ}。こあるより見れば、但言憶念等の下が觀念(憶念)の念、但稱名號等の下は稱念の念なり、圓乘院は上の時節の念即ち生滅の念に對してこの二を共に行法の念と科せり、尙この下の憶念稱念の二義、これを料簡するに古來二義あり、一義には初の憶念に(觀念)約する義は觀經顯說の位、觀佛三昧爲宗の方なり、乃ち下々品の念佛も汝若不念念者の勸めにより、十聲稱佛するうちに心靜になりて佛を念ずる觀成ず、然れば下々品と雖も、亦觀佛三昧に攝すべしと、次の稱念に約する釋は隱彰の實義にして又非散非定の弘願の念佛を指す、文短しと雖も鸞師の意後義にありと、又一義には憶念稱念の兩釋は善導の兩三昧の釋に照せば念佛三昧中に於て分つべき二義なり、既に

下々品の十念は令聲不絶とある故に、稱名の十念は勿論なるも、これを憶念に約するは單行無信を簡んで如實の稱名なることを顯はす既に稱名の行に十念ある時は信また隨て相續す、何ぞ憶念の義なからん、唯信文意^ハ十念ト聲トハ一ツコ、ロナリ、念ヲハナレタル聲ナシ、聲ヲハナレタル念ナシとある、仍て今此の第一憶念に約する釋は信心を以て稱名を取り、念を憶念と釋したるものなれば、茲に觀念は觀佛本願力の觀にして、即ち信心のことなり、上三祖は念觀不分の家柄なるが故に十念と云ふに、口に稱念する意に憶念するの両方ある故に、この二義を施設したるもの、而して二義の中初義が註主の實義なりと。

今日く何れも道理あり、たやすく取捨すべきにあらず、乍去つらつ

ら當文を見るに、初に但言憶念と云ふて十念の義を示し、後に但稱名號と云ふて亦復如是と結ぶより見れば、この兩釋を直に善導の兩三昧に配するも如何なるものによ、故に且らく後義に伴ふなり。因に云ふ十念を以て彌陀の淨土に往生するご云ふ佛説に就て、大寶積經九十二卷の發勝志樂會に説く十念なるものあり、近くは往生要集下末下二十四に引く、所謂る彌勒問經の十念なり、漢土の人師法位立一は、この十念を大經第十八願の乃至十念と同一とせり（大經望西樓の鈔第三第十六願の下に抄録す）。發勝志樂會に若有衆生發十種心隨一々心專念向於阿彌陀佛命終當得往生彼佛世界とありて、十法により十念を起すことを説く、往て見るべし。

第八節 第八問答念數の記不記を論ず

問曰 心若緣攝レテ之令マテ還テ可シ知念之多少ニ。但知シ多少ヲ。復轉ニ無間ニ。若凝ラシ心注レ想復依レ何ニ可シ得レ記スル念之多少ニ。微細なる問なり、文相易し。

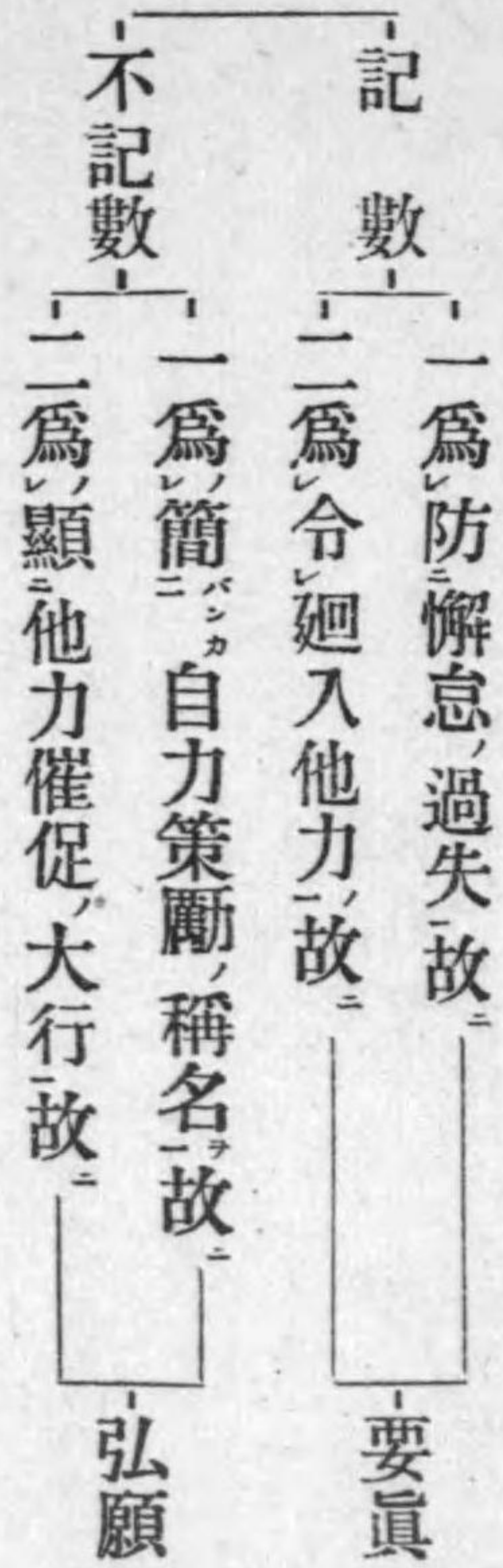
答曰 經言十念者。明ニ業事成辨ニ耳不必シ須レ知ル頭數ニ也。如キ言ニ聽レ蛄ノ不レ識ニ春秋ヲ。伊ノ蟲豈ニ知ル朱陽ノ之節ニ乎。知者言レ之耳。十念業成者。是亦神通者言レ之耳。但積念相續不緣ニ他事ニ。使テ罷レ復何ノ暇アリ須レ知ル念之頭數ニ也。若必ズ須レ知ル。亦有リ方便ニ。必須ニ口授スル不得ニ題ニ之筆點ニ。

下々品に於て十念と説くは、これ滿數にして其事の究竟し成就するここを顯はす、乃ち業道成辨を明すのみ、業事とは安樂集に業道成

辨ごあり、事は體なり、業體成就して、極樂參りに埒の明くことなり、單に南無阿彌陀佛く、こ十聲稱へることにあらず○不必須知頭數也ごは、行者の方に十遍やら九遍やら知らねごも、これを知り玉ふは、佛の方で知り玉ふなり○如言蟪蛄等、これは莊子註曰春生者夏死、夏生者秋死故、不知春秋ごある、これによる、蟪蛄は蟬のここ、朱陽ごは夏のここ、不識春秋ご云へばごて、夏、丈のここを知りておるご云ふ意味にあらず、然るに不識春秋ご云ふて、夏のここを知る様に云ふてあるは、これを知ておる人が云ふごこ、今衆生の方は虫の如く、數を知らずご雖も、之を知る通神者の佛がしろしめす計りなり○若必須知等、これは鸞師の本意にはあらざれごも、懈怠を拂はんが爲に數を記することを望む一類の者に對しては、傍に

口授するなり、必要によりて秘訣的に口授するにあらず、數を記するを要ごせざるなり、然るに永觀律師(往生十因^{四十一})にこの論註を引て、此論註を拜するは喜びなるも、口授を得る能はざるは恨ごするなりご云ふは、文意を誤解するなり。

雲澍院は記數不記數の所説に就て、左の如き料簡を爲せり。



往生論註八番問答講話 畢

書影編入新刊の書影

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters like '一、二、三' are visible but mostly obscured by ghosting.)

大正六年六月十六日 印刷
大正六年六月二十日 發行

(非賣品)

大阪府中河内郡住道村三個
著作兼 發行者 間野 闡門

京都市下京區中珠數屋町烏丸東入二十人講町
二十二番戶
印刷者 西村 七兵衛

325
514

終

